

特定非営利活動に関する外部評価の評価項目について

評価対象法人	特定非営利活動法人 F a S o L a b o 京都
評価者氏名（職名）	杉岡 秀紀 （福知山公立大学地域経営学部准教授）
評価対象期間（年度）	平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）

1 法人の事業活動、組織運営等に関する状況

（1）事業活動について

ア 事業計画等を策定しているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
各事業年度の事業計画は、組織的な合意形成(総会・理事会等)に沿って策定しているか。	■	□	■	□
法人の目的を達成するための中長期的計画を策定しているか。	□	■	□	■

イ 法人の目的を達成するための基幹となる事業を実施しているか。

法人自己評価		外部評価	
はい	いいえ	はい	いいえ
■	□	■	□

→ 法人自己評価及び外部評価が「はい」の場合、基幹となる事業のうち優先順位の高いものから順に 3 件程度記入。

項 目	法人全体の労力に占める事業に割く労力の割合※
事業名 食物アレルギー相談援助研究会	30%
事業名 食物アレルギーサポートデスク	30%
事業名 出張アレルギーの学び舎	10%

※ 例）総従事時間数に占める各事業の従事時間数の割合

（2）組織運営について

ア 定款に定める権能に基づき、総会で審議・意思決定が行われているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
定款に定める正当な招集者の範囲や方法で招集し、議案書に基づき審議を行う体制となっているか。	■	□	■	□
定款で定められた内容を審議事項として審議しているか。	■	□	■	□
決議や議事録署名人の選任、議事録の作成について定款に定める方法で行っているか。	■	□	■	□

イ 【定款で理事会の設置を定めている場合】定款に定める権能に基づき、理事会で審議・意思決定が行われているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
定款に定める正当な招集者の範囲や方法で招集し、議案書に基づき審議を行う体制となっているか。	■	□	■	□
定款で定められた内容を審議事項として審議しているか。また、総会の審議事項との区分は明確か。	■	□	■	□
決議や議事録署名人の選任、議事録の作成について定款に定める方法で行っているか。	■	□	■	□

ウ 監事による監査は適正に行われているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
監事はその法人における特別な立場を理解し、第三者性及び公正性が確保されているか。	☒	☐	☒	☐
監事は法人の理事や職員を兼務していないか。	☒	☐	☒	☐
監事は定款に定める職務を執行しているか。	☒	☐	☒	☐
予算・決算書の作成者が、監査まで行っていないか。	☒	☐	☒	☐

(3) 情報公開について

法人に関する情報を公開しているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
活動の状況や法人運営に係る情報をホームページ等の情報開示ツールで発信しているか。また、適時に更新しているか。	☒	☐	☒	☐
活動の報告等を会報誌等で情報発信しているか。	☒	☐	☒	☐
法定の閲覧書類（事業報告書等、役員名簿、定款等）はいつでも閲覧できる状態か。	☒	☐	☒	☐
事業報告書等の記載内容は、外部に対して理解してもらえるように工夫※して作成されているか。	☒	☐	☒	☐

※例：概要の記載や、写真やデータなどを用いたレイアウト等、読み手に対して内容を分かりやすく伝える工夫

(4) コンプライアンス（法令遵守等）について

コンプライアンス（法令遵守等）の観点から組織として取組を推進しているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
事業・活動に関連する法令※を把握し、遵守しているか。	☒	☐	☒	☐
重要な事項や個人情報を含むデータ・書類等のリスクマネジメントを行っているか。	☒	☐	☒	☐

※対象となる法令：特定非営利活動促進法，登記に関する法令（組合等登記令），税に関する法令（法人税法等），労務に関する法令（労働基準法等），事業ごとに適用される法令（例：介護保険制度に基づくサービス提供←介護保険法の適用）など

(5) 外部評価について

活動内容を評価し、改善する仕組みを有しているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
これ以前に外部評価を受けたことがあるか。	☒	☐	☒	☐
外部評価を受けた結果を，理事会等で審議する機会を設ける等，改善する機能を有しているか。	☒	☐	☒	☐

2 法人の事業活動に関する所見

※ 活動の意義・成果等、広く社会に対して活動の成果を発信しているか、地域団体等の他団体との連携の状況など

本法人は、平成 15 年の任意団体設立以降、約 15 年の献身的な事業活動が評価され、その認知度及び影響度は確実に広がっている。

とりわけ平成 30 年度については、社会的理解では、「食物アレルギー相談援助研究会（委員会、相談事例検討会、研究実験、シンポジウムなど）」に注力したこともあり、エビデンスに基づいた活動を展開するための土台作りができたのではと推察される。また facebook ではフォロワーが 1000 人を超え、発信の頻度も高く、社会的理解に SNS が相当貢献していると理解した。次に当事者支援では、これまでのニュースレターやサポートデスクはもとより、「減災・防災」とアレルギー問題を架橋する取り組みが展開された。これは災害が多いわが国において、まさしく行政だけでは担保できない公共的役割を本法人が果たしていると言える。最後に支援者支援では、これまでのアレルギー大学だけでなく、京田辺市や亀岡市・福知山市出の出張アレルギーの学び舎の実践が発展的に継続されている。これは南北に長い京都府の特性に寄り添う、特筆すべき活動と言える。

以上より、本年度についても本法人の目指す社会像の実現に対して、時代変化に照らし合わせ着実かつ戦略的なアクションが取られていることが分かる。また、これら総合的な取り組みにより、平成 30 年度に指摘した「法人名称の変更」による負の側面（知名度の低下）については、相当程度克服されたものと推察する。

その上でさらなる事業発展を望み、以下の 3 点の検討をお願いしたい。

（１）中長期計画のさらなる具体化について

昨年度までの懸案事項であった「中期長計画」については、平成 30 年度の「Annual Report」でも更新され収録されており、周知はされている。しかし、昨年度同様、現行では抽象的な計画であり、数値も入れた中長期計画にはまだなり得ていない。今回「食物アレルギー相談援助研究会」で一定基礎となるデータも入手（整理）できたことも鑑み、この具体化が一層望まれる。

（２）委託と補助金の区別

京都市から広場事業の委託を受け、「つどいの広場」を 2015 年度から展開されているが、決算書類では「補助金」となっており、委託事業なのか補助金事業なのか判然としない（地方自治法の 232 条に基づく事業なのか、それとも 234 条に基づく事業なのか）。本事業の公共性や公益性を考えれば、これは委託事業として受託すべきと考える。契約書の確認も含め、その点をいま一度確認頂き、整理されたい。

（３）2019 年度の総会資料等の早期公表について

2019 年度の総会は 5 月 27 日に終了しているが、2018 年度の事業報告書、活動計算書などの資料がまだ団体の HP では公表されていない。こちらは可及的速やかに公開されるべき情報と考える（SNS での発信も含めて）。また、他の NPO 法人との差別化の意味でも、本外部監査の書類を京都市の HP だけでなく、法人の HP でも公開する方がさらに望ましいと考える。

3 法人の組織運営に関する所見

※ 財務管理の透明性、組織体制の状況など

（収入項目の多様化と借入金の返済について）

平成 29 年度の繰越正味財産額はマイナス決算であったが、平成 30 年度の収支状況は改善し、約 170 万円の繰越正味財産額と黒字決算となっている。これは今後新規事業などへの投資を可能にするという意味において法人の組織運営については望ましい傾向である。他方で、収入の構造は、依然として受取助成金および受取補助金の割合が約 7 割を占めており、これは昨年度よりは割合が下がったものの、まだ外在的収入に偏り過ぎているきらいがある。前回も指摘した通り、会費や寄付の増加なども含め、もう少し内在的な収入の比率を高められるよう、ぜひ収入項目の多様化に引き続き工夫をいただきたい。

加えて、annual report の決算表記に表記誤りが見られる。これについては正誤表を挿入する、HP などでは正しい数値のデータを公表するなど対応されたい。

《評価対象法人記入欄》

4 外部評価結果への対応状況

外部評価により提言・指摘等を受けた事項に対する対応状況（今後対応する場合は対応予定）

提言・指摘等を受けた事項	対応状況又は対応予定
(1) 認知度の向上について facebook ではフォロワーが 1000 人を超え、発信の頻度も高く、社会的理解に SNS が相当貢献している。	SNS（ホームページ・Facebook）には、旧名称の表記も並行して行い、またスタッフ（常勤・非常勤・アルバイト）の名刺にも旧名称を明記しています。研修などに参加した場合の自己紹介等で、旧名称を伝えると伝わりやすい場面がまだ若干見受けられます。 しかしながら、名称変更をしたことで「ぴいちゃんねっと＝小谷」から、法人としての顔になったとの評価もいただいています。当法人の事業の方向性が明確となったことで、新たな法人名での再出発は法人内外で良い効果を生んでいるのではないかと考えています。
(2) 中長期計画のさらなる具体化について 昨年度までの懸案事項であった「中期長計画」については、平成 30 年度の「Annual Report」でも更新され収録されており、周知はされている。しかし、昨年度同様、現行では抽象的な計画であり、数値も入れた中長期計画にはまだなり得ていない。今回「食物アレルギー相談援助研究会」で一定基礎となるデータも入手（整理）できたことも鑑み、この具体化が一層望まれる。	これまで、設立当初のスタッフが作成していた AnnualReport は、2018 年度は、初めて当法人の次世代のスタッフを中心となって作成しました。その中で、中長期計画についても再度スタッフ全員で検討を行い、当法人の事業として優先すべき課題・事業・活動が明確となり、各事業の位置づけも変更しました。その中で、数値目標についても検討を深めたいところではありましたが、AnnualReport に掲載までに十分な時間が取れず持ち越しの課題となりました。体制等も次世代へのバトンタッチを考えており、そのための業務見直し、計画などは 9 月に 1 泊 2 日の合宿を行い、十分検討する時間を持つて描くことにしました。
(3) 委託と補助金の区別 京都市から広場事業の委託を受け、「つどいの広場」を 2015 年度から展開されているが、決算書類では「補助金」となっており、委託事業なのか補助金事業なのか判然としない（地方自治法の 232 条に基づく事業なのか、それとも 234 条に基づく事業なのか）。本事業の公共性や公益性を考えれば、これは委託事業として受託すべきと考える。契約書の確認も含め、その点をいま一度確認頂き、整理されたい。 ○ 前回は指摘した通り、会費や寄付の増加なども含め、もう少し内在的な収入の比率を高められるよう、ぜひ収入項目の多様化に引き続き工夫をいただきたい。	ご指摘の受け取り補助金は、事務局長の理解が間違っており、正しくは「委託金」でした。これまでも、区別がないながらもその性質から、安定財源と判断してきてしまいました。今後は、改めて委託金として意識を持ち、事業活動を行っていくと思いました。現在、つどいの広場（事業）は、社会的理解の場として、地域に開かれた場での食物アレルギーの周知活動の場にもなっています。 加えて 2018 年度は独立行政法人福祉医療機構のモデル事業に選ばれたことから、つどいの広場の利用者調査を行うことができ、地域において私たちの取り組みが受け入れられていることが、客観的数値となってみることでできたので、ますます充実した取り組みへと発展させたいと考えています。

備考（審査委員会のコメント）

法人の名称変更も含めて積極的に活動されているところは高く評価したい。 そのうえで、研究の成果をいかした中長期計画をしっかりと検討いただくとともに、事業報告や会計書類を早期に公表するなどの情報公開についても積極的に行っていただきたい。また、自主的な財源の確保に努めていただき、その確保に際しては、条例指定・認定による税制上の優遇措置のメリットをいかし、より一層の寄附集めに取り組まれることを期待する。
